

第 2 3 期第 6 回筑前海区漁業調整委員会 議事概要

1. 日 時 令和 8 年 1 月 2 1 日（水） 1 3 時 5 2 分～1 4 時 4 5 分

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 8 名

4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3 名

福岡県水産海洋技術センター 1 名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3 名

福岡県漁業協同組合連合会 1 名

5. 議題及び議決内容

（1）きす 1 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料 1－1、資料 1－2 に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：煙突や操舵室の標識の色分けは、どういう基準で行われるのか。また、標識のサイズは規定されているか。

漁業管理課：色は漁協、支所ごとに区分されている。標識のサイズは、幅 2 0 c m、長さ 4 0 c m と規定されている。

（審議結果）

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

（2）たい 1 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料 2 に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

（3）たい 2 そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料 3 に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(4) 沖合たい2そうごち網漁業許可方針の改正について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料4に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(5) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料5に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：佐賀県入漁は許可枠いっぱいには許可するわけではなく、あくまで許可はそれ以下ということか。

漁業管理課：しかり。

（審議結果）

許可枠は20隻を上限とすることで筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(6) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）

（説明）

漁業管理課から資料6に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(7) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議） 資料7

（説明）

事務局から資料7に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおりの内容で筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(8) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議） （説明）

事務局から資料8に基づき説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおりの内容で筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(9) 第23期第1回筑肥連合海区漁業調整委員会における副会長の選任について（協議）

事務局から資料 9 に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

富重会長を副会長に推薦することで筑肥連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(10) 福岡佐賀いかかご漁業協定書について (報告)

(説明)

事務局から資料 10 により説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(11) 雑魚粗目囲い刺し網漁業について (報告)

(説明)

漁業管理課から資料 11 により説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：当該許可は、従来の雑魚囲い刺し網漁業の許可内容の変更によるのか。

漁業管理課：あくまで新規の許可で対応する。

(12) その他

特になし。